

第1章 調査の概要

1 調査の目的

県内の母子世帯および父子世帯ならびに寡婦世帯、養育者世帯の生活実態等を総合的に把握し、ひとり親世帯等の福祉施策を強化・推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象および調査数

日本国籍を有し、平成30年8月1日現在、県内に居住する母子世帯、父子世帯、寡婦世帯、養育者世帯を調査の対象とする。

市町村に対し以下の手法を例示し対象者の抽出を依頼した。なお、具体的な抽出手法はそれぞれの市町村に委ねている。

抽出手法の例示

母子・父子世帯	住民基本台帳、寡婦控除適用者、児童扶養手当受給者、母子家庭等医療費助成受給者、年金受給者等の資料等を基に抽出
寡婦世帯	住民基本台帳、寡婦控除適用者等の資料を基に抽出
養育者世帯	住民基本台帳、児童扶養手当受給者の資料を基に抽出

調査数は、母子世帯 2,504 世帯、父子世帯 597 世帯、寡婦世帯 459 世帯、養育者世帯 306 世帯、総数 3,866 世帯である。

3 調査事項

「沖縄県ひとり親世帯等実態調査票」（以下「調査票」という。）に係る事項とした。

- (1) 家族の状況
- (2) 仕事の状況
- (3) 生活・住宅の状況
- (4) 健康の状況
- (5) 子育ての状況
- (6) 福祉制度およびサービス等の周知・利用状況
- (7) 国、県および市町村等への行政機関への要望
- (8) その他

4 調査の方法

- 調査方法は郵送法によった。
- 市町村は住民基本台帳ならびにこれに変わる資料により、平成 30 年 8 月 1 日現在の母子世帯および父子世帯、寡婦世帯、養育者世帯の名簿を無作為抽出により作成し、県に提出した。
- 県は、市町村からの名簿に基づき作成した「沖縄県ひとり親世帯等実態調査対象世帯名簿」を事業受託者である株式会社海邦総研に提供した。

5 調査日時および調査期間

平成 30 年 11 月 1 日を基準日とし、平成 30 年 11 月 14 日から 11 月 30 日までに配布・回収を行った。

6 調査票の回収率および集計・分析

調査票の回収率は以下のとおりであった。調査票の集計および結果の分析は事業受託者である株式会社海邦総研が行い、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯、養育者世帯ごとの考察を琉球大学人文社会学部教授の本村真氏が行った。

調査票配布世帯数および回収数(世帯数・平成 30 年 8 月 1 日現在)

調査年度	世帯総数	調査票配布数	宛先不明数	有効配布数	回収数	回収率
	A (調査対象世帯数)	B (世帯)	C (世帯)	D (世帯)	E (世帯)	E/D (%)
世帯総数	43,776	3,866	19	3,847	1,057	27.48
母子世帯	28,860	2,504	19	2,485	742	29.86
父子世帯	4,390	597	0	597	138	23.12
寡婦世帯	10,061	459	0	459	108	23.53
養育者世帯	465	306	0	306	69	22.55

※本調査において世帯累計(母子・父子・寡婦・養育者)別の世帯数 A は「3.調査対象世帯等の定義」により、市町村が作成した名簿を集計したものであり、市町村が既存の資料(住民基本台帳等)を利用した結果の推計である

※上述の通り、本調査における世帯類型別の世帯数は推計であるが、特に寡婦世帯数については、住民基本台帳等既存の資料によっては「40 歳以上 70 歳未満の配偶者のいない女子」でかつ「寡婦控除を受けている者」等を抽出できるのみであり、その者がかつて児童を扶養していたかどうかまでを把握するのは困難であった。よって、特に寡婦世帯については、沖縄県における当該世帯数の実数との差異があることが推察される

※宛先不明数とは宛先不明として返送されてきた値である

7 調査の実施機関等

調査の実施主体は沖縄県とし、株式会社海邦総研に委託して実施した。また、実施にあたっては県内市町村の協力を得て行った。

8 調査対象世帯等の定義

(1) 母子世帯

「母子世帯」とは、配偶者のない女子と20歳未満の子どもがいる世帯。他に同居者がいても、この条件を満たせば母子世帯とする。

配偶者のない女子とは、次の通り。

- ①配偶者と死別または離別した者で、現に婚姻をしていない者
- ②配偶者の生死が明らかでない者
- ③配偶者から1年以上遺棄されている者
- ④配偶者が心身の障がいにより、1年以上にわたって労働能力を失っている者
- ⑤配偶者が法令により1年以上拘禁されている者
- ⑥婚姻によらないで母となった者で、現に婚姻をしていない者

ただし、婚姻していなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係)にある方がいる場合は母子世帯とはしない。

また、単身赴任、出稼ぎ、子どもの就学等により、配偶者と一時的に別居している場合も母子世帯とはしない。

(2) 父子世帯

「父子世帯」とは、配偶者のない男子と20歳未満の子どもがいる世帯とする。他に同居者がいても、この条件を満たせば父子世帯とする。

- ・配偶者のない男子とは、配偶者のない女子の説明に準じる。
- ・他の要件についても、母子世帯に準じて解釈する。

(3) 寡婦世帯

「寡婦世帯」とは、配偶者のない女子と20歳以上の子どもからなる世帯、または40歳以上70歳未満の配偶者のない女子で子どものいない世帯。他に同居者がいても、この条件を満たせば寡婦世帯とする。

- ・配偶者のない女子とは、母子世帯の説明に準ずる。
- ・他の要件についても、母子世帯に準じて解釈する。
- ・なお、20歳未満の子どもがいる場合、「寡婦世帯」ではなく「母子世帯」となる。

(4) 養育者世帯

父母に養育されていない20歳未満の子どもと、その子どもを養育している者で構成されている世帯、または父母に養育されていない子どものみの世帯とする。

- ・父母の生死が明らかでない者
- ・父母から遺棄されている者

- ・父母が心身の障害により、長期にわたって労働能力を失っている者
- ・父母が法定により1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない者

9 地域区分

本調査では、以下の地域区分を使って分析を行った。

本島南部	那覇市、糸満市、豊見城市、八重瀬町、南城市、与那原町、南風原町
本島中部	沖縄市、宜野湾市、浦添市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町
本島北部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町
先島地域	宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町
その他離島	久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、伊江村

10 個人情報の取扱について

調査実施にあたっては、下記の事項につき留意するものとした。

- ・調査の関係者は、調査から知り得た内容について、他に漏らしてはならない。
- ・調査対象世帯の秘密保持のため、県、委託業者及び市町村等は、調査票及び審査対象世帯名簿の取り扱いを慎重に行い、調査完了後は、これを廃棄する。
- ・事業委託者は、調査対象世帯名簿を調査終了後、県へ速やかに返却する。
- ・県は、調査終了後に個人情報である調査対象世帯名簿を速やかに廃棄するなどの適切な処分を行う。

調査結果の読み方

- 「－」は該当数値のないことを示す
- 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入してあるため、項目の和が計の数値に合わないことがある
- 複数回答の場合は、構成比（パーセント計算）の和が100.0を超えるものがある
- 統計表において n はサンプル数を表す
- 見出し部分において、SA と記載がある項目は選択肢の中から1つだけを選ぶタイプの質問の結果であり、MA と記載のある項目は、選択肢の中から複数を選ぶことができるタイプの質問の結果である